

## 第18回世田谷区農業委員会総会

日：令和7年1月30日（木）

場所：区役所東棟9階第5委員会室

## 第18回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和7年1月30日（木）午後3時から

開催場所：区役所東棟9階第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、本橋延隆、森安一、吉村喜代隆、植松智、長島丈、矢藤茂、高橋光正、細井誠一、高橋哲也、高橋拓司、後藤宏、清水希悦、荻部嘉也、井出孝行、池田鏡一、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 下田亮太

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について 【該当なし】
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
    - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
    - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画変更申請の申し出にについて
5. 協議事項
  - (1) 令和7年3月の総会日程（案）について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
  - (1) 一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定について
  - (2) 野菜作り講習会 参加者募集について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。新年おめでとうございます。定刻より前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまより第18回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、資料配付の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1となります。続きまして、第3号議案の資料がNo.2、No.3、No.4、No.5となります。協議事項の資料はNo.6、No.7、報告事項の資料はNo.8、No.9となります。その他の資料はNo.10とNo.11となります。また、当日配付資料といたしまして、営農だより第123号と東京都農業会議情報を、また、お名前を書いた封筒には令和6年分の源泉徴収票と支払金額に関する内訳の明細が入っておりますので、後程ご確認をお願いします。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から始めさせていただきます。

宍戸会長、よろしくお願いします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は全委員が出席しておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、高橋弘行委員、羽田圭二委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が3件となっております。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それではまず、農地法第4条、5条について説明をさせていただきます。

農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手續、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手續が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-23。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

次に、資料No.1-2をご覧ください。受付番号6-5-24。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.1-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。受付番号6-5-25。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願5件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願3件、特定農地貸付法に基づく承認申請について8件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画変更申請の申し出1件について審議いたします。

初めに、引き続き農業経営を行っている旨の証明願5件について審議いたします。

それでは、1件目について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願3件について審議いたします。

それでは、1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となりますが、その証明を出す際に、農業委員会が発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことの確認を行っております。

それでは、資料No.3-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明、調査内容について報告)

以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 3-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 3-3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(拓)委員 (委員による、調査内容の報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請8件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 区が宅地化農地、生産緑地を区民農園として土地所有者から新規または継続してお借りする際の根拠となる法律が特定農地貸付法です。今回につきましては、世田谷区立の区民農園8園分についてご審議をお願いいたします。

特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸しつけることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立をしております。

区民農園は、令和6年4月現在、22園、951区画で運営しております。1区画15㎡で、利用料金は1か月1区画当たり960円となっております。

それでは、資料No.4をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容について説明、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認とさせてい

ただきます。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請の審議は終わります。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画変更申請の申し出1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 都市農地の貸借の円滑化法の制度について、簡単に説明させていただきます。この法律の利用形態といたしまして、市民農園の開設と、市民農園という形ではなく、借受人が自ら耕作の事業の用に供するという形、相対での契約がございます。今回は、JA世田谷目黒が相対により借り受ける計画の審査依頼となります。

それでは、資料No.5をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画変更申請の申し出について。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からの説明は以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画変更申請の申し出についての審議を終わります。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和7年3月の総会日程(案)について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 6、令和7年3月の総会日程（案）についてをご覧ください。

次回、2月の総会開催日時につきましては、令和7年2月28日金曜日午後4時から、会場は三茶しゃれなあどホール6階のスワン・ビーナスでの開催が決定しております。

令和7年3月の開催日時につきましては、3月24日月曜日午後3時から、会場は2月と同じ三茶しゃれなあどホールスワン・ビーナスでの開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご質問がないようですので、総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、原案どおりに決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 7、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。今回は4件ございます。ホチキス留めしておりますけれども、当該4件に関しましては、いずれも主たる従事者の死亡に伴う買取り申出となります。12月24日、12月25日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区等関係機関に照会をかけたのですが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆さんにあっせんのご案内をする次第でございます。各案件の裏面に案内図を添付しておりますので、後程ご確認をお願いいたします。

説明は以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

以上4件について質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)と(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.8をご覧ください。報告事項の1つ目は、一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定についてとなります。農業功労者表彰について、昨年11月の農業委員会総会において委員の皆様にご協議をいただき、東京都農業会議に推薦を行いました結果、このたび〇〇さんの受賞が決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、資料No.9をご覧ください。「野菜づくり講習会 次大夫堀自然体験農園」の参加者募集についてのご案内となります。周知方法につきましては、2月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

○宍戸会長 報告事項(1)、(2)についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

次に、次第7、その他(1)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.10の令和6年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和7年度世田谷区農業委員会活動指針(案)について説明をさせていただきます。

農業委員会活動指針は、農業委員会法第7条、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき各農業委員会で定めることとなっており、この指針につきましては毎年評価を行うこととなっております。

まず、資料No.10-1をご覧ください。こちらは令和6年度世田谷区農業委員会活動指針の評価となります。1の会議の開催、2の農地の保全・管理、3、遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法、4、地域農業の確立、5、農業のある地域づくりの推進、6、農業団体との協力、7、農地情報の整備、8、認定・認証農業者制度の推進と支援、9、農地法や新たな農地制度等の周知、10、農地保全の取り組みまでの各項目について、今年度の活動指針に基づいて評価を行ったものとなります。

次に、資料No.10-2をご覧ください。こちらは令和7年度の活動指針の案となります。記載の2、活動計画等の(1)から(10)の各項目につきましては、今年度の活動計画をそのまま記載しております。また、(3)遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法の農地面積につきましては、速報値で記載をさせていただいておりますが、確定値が出次第、修正を

させていただきます予定でございます。

皆様に内容をご確認いただき、ご意見等がございましたら、2月14日までに事務局にご連絡をお願いいたします。いただいたご意見をまとめまして、2月の総会時に案文としてお示しをいたします。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、ご意見等がありましたら、2月14日までに事務局まで連絡下さい。続きまして、(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 11、第66回東京都農業委員会・農業者大会行程表をご覧ください。12月の総会でもご案内をいたしましたが、第66回東京都農業委員会・農業者大会は、2月20日木曜午後1時30分から4時まで、昭島市のF O S T E Rホールで行われます。当日のバスの配車時間等が決まりましたのでお知らせをいたします。

当日は、J A東京中央本店を午前9時40分に出発いたしまして、J A世田谷目黒ファーマーズセンター、ライフ配送センターの前付近になりますが、こちらが10時頃、その後、J A東京中央砧支店を10時20分頃に出発いたしまして、そのまま会場である昭島市まで直行いたし、午前11時30分頃に昭島駅北口に到着の見込みでございます。各集合場所には事務局職員が待機をしておりますので、委員の皆様には管轄のJ Aからご乗車いただきますようご協力をお願いいたします。なお、昭島駅到着後、昼食は各自でお取りいただきまして、午後1時15分を目安に会場のF O S T E Rホールにお入りいただきますようお願いいたします。開催時間は午後1時30分から4時の予定となっております。

帰りのバスにつきましては、午後4時30分頃に昭島を出発いたしまして、途中で京王線仙川駅近辺に停車する予定となっておりますので、こちらでお降りいただくことも可能となります。その後は、J A東京中央本店に午後5時30分頃、J A世田谷目黒ファーマーズセンターには午後6時頃、J A東京中央砧支店には午後6時30分頃に到着予定となります。

なお、本日以降、急遽参加ができなくなった場合には、お早めに事務局までご連絡をいただきたくお願いいたします。また、既にご欠席というご連絡を数名いただいておりますが、その方以外に本日時点で出席が難しくなった方がいらっしゃいましたら、この後、事務局にお申出をいただければと思います。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、当日は、大変ご足労ではございますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

ほかに何かございますでしょうか。

○事務局 2点ほどこちらから事務連絡というか、報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、前々回の総会時にご説明申し上げました、現在行われています2025年農林業センサスの調査に関してでございます。

農業委員の皆様のところにも農業者さんの方からお問合せがあったかもしれないのですが、実は、前回、2020年の調査に関しましては、区から各JAに調査業務を依頼しておりました、JAもしくは支部長の方々が調査に回っていたということですが、今回は区の調査員ということで第三者が調査に回りました。それで、農家の皆さんから、あれ、何か知らない人が来たということで、私ども事務局であるとかJAどのようになっているのかということでお声がかったようでございます。

これに関しましては、区といたしましても前回の調査方法等を承知していなかったのでもうまく連携ができませんでした。皆様にご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。これが1点目でございます。

もう1点が、昨日、今日とか、世田谷区の直売所マップが朝の情報番組とかで取り上げられております。2回ぐらい放送されておりましたもので、今あまり野菜がない時期ですけれども、もしかすると直売所の方に区民の方が行く、お尋ねになるようなことがあるかもしれませんが、そうしたところで情報が出ているということのご承知をいただければと思っております。

以上でございます。

○高橋（光）委員 何テレビですか。

○事務局 昨日が日本テレビの〇〇という朝の番組、今日がTBSの〇〇という、この2つの放送があったようでございます。

そんなことで、もしかすると区民の方が各直売所を訪ねる可能性がありますので、そこだけご承知おきをいただければと思います。

○宍戸会長 あと、井出委員。

○井出委員 今聞こうと思った2点が、早速〇〇から電話があって、4時半から取材はどうかというので来ました。それから、農林業センサスの調査書ももう来て、口頭で質問してきたのですよ。私はおかしいんじゃないかと。それで資料だけもらってもう出しましたけれども。

それからもう1件、これは確認なのですけれども、ファミリー農園というのと区民農園とよく言われますよね。これはイコールで考えていいのか。

○事務局 イコールでございまして、条例上は区民農園条例でございまして、それを家族向けのファミリー農園というふうにならうとあって、区民の皆様には募集をかけております。

○井出委員 いろんな農園、体験農園とかいろいろとあるので。

○事務局 世田谷区立のものは全てファミリー農園となっております。

○井出委員 次大夫堀は体験農園ですか。

○事務局 体験農園でございます。いろいろあって分かりにくいと思うのですが、ファミリー農園と言われたら区立のものだと。

○井出委員 分かりました。

○高橋（光）委員 あと、ふれあい農園というのがあるじゃないですか。

○事務局 収穫体験ですね。

○高橋（光）委員 〇〇さんがやっている。

○事務局 季節の果物ですとかお野菜を収穫してもらうという。

○高橋（光）委員 花を……。

○井出委員 寄せ植えですよ。あれもふれあい農園。うちも今度、来週あるんですけれども、トマトのもぎ取りとか、あれもふれあい農園。タケノコとか。

○高橋（光）委員 旗目印が大きな旗なんですね。

○事務局 分かりやすく、季節のお野菜とか、それぞれの収穫いただくお野菜とかを目印の旗を作って飾っていただいております。いろんな農業の体験を実施しており、区民農園イコールファミリー農園については、区民の方に利用料を払っていただいておりますので、いろいろな制度があるんですけれども、年に1度、私どもも冊子をお作りして、4月にはまたそういった様々な農業のメニューについて委員の皆様方にもご提供できるかと思っておりますけれども、ホームページにもご案内をさせていただいております。また、区だけじゃなくて、最近ではJAさんでも、ふれあい農園とか、

それから、今日も議題にありましたけれども、貸付けの農園等もやっていただいているので、主体が区の場合と、JAさんがやっていただいている場合と、さらに園主さんがなされている場合など、いろいろな形態が今あります。

以上です。

○宍戸会長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特になければ、以上で予定の議案が全て終了いたしました。本日の農業委員会を終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○浦野会長職務代理者 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和7年1月30日(木)開催の第18回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男